

---

## 令和元年第6回川場村議会定例会会議録第1号

---

令和元年12月6日（金曜日）

---

### 議事日程 第1号

令和元年12月6日（金曜日）午前9時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（4番・5番）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第51号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第52号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第53号 川場村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第54号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第55号 川場村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第56号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第11 議案第57号 川場村営上宿原土地改良事業（区画整理）計画について
- 日程第12 議案第58号 工事請負契約の締結について（令和元年度社会資本総合整備事業（総合）村道谷地生品線（仮称）姥堂大橋橋梁上部工製作・架設工事）
- 日程第13 議案第59号 工事請負契約の変更について（平成30年度補助公共社会資本総合整備事業（総合）村道谷地生品線橋梁A1橋台・補強土壁建設工事）
- 日程第14 議案第60号 令和元年度川場村一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第15 承認第 3号 専決処分の承認について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10人）

1番	星野孝之君	2番	飯塚貞次君
3番	丸山敏雄君	4番	黒田まり子君
5番	新木敏郎君	6番	津久井俊雄君
7番	細谷市衛君	8番	角田文雄君
9番	角田宣治君	10番	小菅秋雄君

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

村長	外山京太郎君	副村長	宮内実君
教育長	宮内伸明君	総務課長	角田圭一君
住民課長	宮田重雄君	健康福祉課長	栞原達也君
むらづくり振興課長	戸部正紀君	田園整備課長	小林巧君
教育委員会事務局長	布施伸一郎君	会計管理者	入澤栄子君

---

事務局職員出席者

事務局長	田中玲子	書記	小林伸寛
------	------	----	------

## ◎議長挨拶

○事務局長（田中玲子君） ただいまから、令和元年第6回川場村議会定例会が開かれます。

開会に当たりまして、議長から挨拶があります。

○議長（小菅秋雄君） 定例会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和元年第6回川場村議会定例会が招集されましたところ、議員各位には年末を控え公私ともまことにご多忙のところご参集を賜り厚く御礼を申し上げます。

今期定例会におきまして、条例の一部改正、一般会計補正予算案など、議案の提出が予定されておりますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望するとともに、執行部の皆様の格別なるご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

---

## ◎村長挨拶

○事務局長（田中玲子君） 続きまして、村長から議会招集の挨拶があります。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和元年第6回川場村議会定例会を招集いたしましたところ、小菅議長を初め議員各位のご出席をいただきまして、ここに開催できますことを心から御礼を申し上げます。

さて、川場村では喜ばしい出来事が幾つか続きました。

10月23日、農林水産省関東農政局より活力ある農山漁村の実現に取り組む団体や個人を選ぶ「ディスカバー農山漁村の宝」で富士山集落活性化協議会が選定されたことが報道されました。地域の棚田を竹でつくった灯籠で彩るイベントや農業体験会を実施し、地域の活性化に努めたことが認められたものでした。ここにいらっしゃいます黒田議員には、事務局長として活性化に努められたことに対しまして感謝と御礼を申し上げますとともに、富士山地区にとどまらず、村内各地で同様の活力が生まれますことを期待しているところであります。

小学校金管バンド「川場キッズ」であります。西関東大会で金賞となり、9年連続で全日本小学校バンドフェスティバルへ参加いたしました。

先月の23日、大阪市で開催されたフェスティバルでは、日ごろの練習の成果を遺憾なく発揮し、すばらしい演奏で観客を魅了したと報告を受けております。昨年の銀賞には及ばず、銅賞の受賞ではありましたが、25人という少人数でも9年連続の全国大会出場を果たせたことは、演奏する児童にとって大きな財産となったことと思います。

また、議会の皆様にも遠路応援に駆けつけていただきましたことを心より感謝申し上げます。子供たちの今後のますますの活躍に期待したいと思います。

農業部門であります。第21回米・食味分析鑑定コンクール国際大会が、11月30日から12月1日にかけて千葉県木更津市で開催されました。異常気象の影響により昨年より580点少ない5、

137点のお米が日本全国、海外からも出品をされました。

審査の結果、小学校部門で川場小学校5年生が金賞、栽培別部門の水田環境特Aで雪ほたかの生方健一さんが特別優秀賞を受賞、総合部門では小林仁志さんが4度目の金賞を受賞し、星野孝之さん、有限会社ティアツリーさんが特別優秀賞を受賞するなど、雪ほたかは12回目の金賞を受賞したこととなり、また、静岡県で開催された「お米日本一コンテスト」では、久保田充さんが最高金賞を受賞し、全国に川場ブランドを十分にアピールできたと思います。

株式会社雪ほたかにあっては、ライスセンター設備の有効な活用を図り、今後ますますおいしいお米づくりに力を注ぎ、川場村の農業の未来を担う組織としてより一層活躍してほしいと願っております。

川場スキー場では、先月の29日、安全祈願及び降雪祈願祭がとり行われました。スキー人口の減る中、昨シーズンは1万2,000人の入場者増となり、売上高についても年々着実に伸びております。

道の駅川場田園プラザ同様、村内経済に影響を与える大きな冬の観光施設であり、雇用の場として、また宿泊施設や飲食店などの地域経済へも波及効果が期待されるところであります。

若者定住、新規就労の場の確保の課題に対応するため、企業誘致を進めてまいりました結果、株式会社ニチネンが川場湯原地内で「武尊の天然水」の名称で、12月15日より操業が始まります。従業員およそ50名が見込まれ、村の活性化への期待が膨らむところであります。

さて、本定例会にご提案する案件は、条例の一部改正案件5件、工事請負契約2件、一般会計補正予算案件1件、専決処分1件、土地改良事業計画について1件、その他2件、合わせて12件であります。

いずれの案件も慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、議会招集の挨拶といたします。

---

## ◎開会・開議

午前9時07分開会・開議

○議長（小菅秋雄君） ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和元年第6回川場村議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小菅秋雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において4番黒田まり子さん、5番新

木敏郎君を指名いたします。

---

## ◎日程第2 会期の決定

○議長（小菅秋雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から12月12日までの7日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月12日までの7日間に決定いたしました。

---

## ◎日程第3 諸般の報告

○議長（小菅秋雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

去る11月12日、東京グランドアーク半蔵門において、群馬県町村議会議長会主催による群馬県関係国会議員との意見交換・懇談会が行われ、出席いたしました。群馬県町村議会議長会として関係国会議員に対し、令和元年台風第19号災害に関する緊急要望及び新たな過疎対策法の制定に関する特別要望のほか、17事項の要望をいたしました。要望の内容は、お配りしました要望書写しのとおりであります。

翌13日には、町村議会議長研修会を行った後、NHKホールにおいて、全国町村議会議長会創立70周年記念式典並びに第63回町村議会議長全国大会が開催され、出席いたしました。研修会では「不良長寿のすすめ」と題して順天堂大学医学部免疫学特任教授の奥村康氏による大変参考になる講演を拝聴してまいりました。また、創立70周年記念式典には安倍総理大臣を初め、大島衆議院議長、山東参議院議長など多くの来賓から祝辞をいただき、特に安倍総理大臣からは「地域の元気なくして日本の再生なし」「日本のふるさと、守るべきふるすとは町村にこそある」と町村に対する激励のメッセージをいただきました。

町村議会議長全国大会では、お手元に抜粋を配付してありますが、大会宣言を行った後、議事に入り、令和2年度の国の予算編成の対策として「東日本大震災からの復興」などの要望28件、「議会の機能強化及び多様な人材を確保するための環境整備に関する重点要望」14点、また東日本大震災等大規模自然災害からの復興及び災害対策に関する特別決議、「議会の機能強化及び多様な人材を確保するための環境整備に関する特別決議」が提案され、満場一致で決定されました。

次に、第44回豪雪地帯町村議会議長全国大会が開催され、令和2年度豪雪地帯の振興に関する8件の要望事項が満場一致で決定されました。

その他の議員派遣については、お手元に配付しておきました一覧表のとおりでありますので、ごらんください。

なお、11月8日に開催された令和元年自治振興セミナーについては、黒田まり子議員から議長宛てに派遣成果報告書が提出されましたので、その写しもお手元に配付しましたので、ごらんください。

また、閉会中、産業振興常任委員会及び総務文教常任委員会から調査のため、委員派遣承認の要求があり、お手元に配付しておきました一覧表のとおり承認いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎日程第4 一般質問

○議長（小菅秋雄君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

4番黒田まり子さん。

〔4番 黒田まり子君発言〕

○4番（黒田まり子君） おはようございます。通告に従いまして質問させていただきます。

川場村のSDGsへの考えと取り組みについて伺いたいと思います。

世界中に広がる貧困や格差、気候変動などの課題解決に向け、国連加盟国は持続可能な開発目標SDGs、サステイナブル・デベロップメント・ゴールズを決め、「2030年までに誰ひとり取り残さない社会の実現を目指す」としました。具体的には持続可能な社会の達成を目指す17の目標とそれを達成するための169のターゲットと232の指標で構成されていて、地方自治体や民間企業で政策や事業に取り入れる動きが活発化しています。

日本政府も内閣府地方創生推進室でSDGsの達成に向けたすぐれた取り組みを選定する制度、SDGs未来都市を立ち上げるなど、積極的な支援を行っています。

また、群馬県も人口減少、超高齢化など、社会的課題の解決と持続可能な地域づくりに向けて官民連携を進め、SDGsを推進しています。

誰ひとり残さない社会の実現を目指すSDGsの17の目標は多岐にわたりますが、例えば、3の全ての人に健康と福祉を、5番目のジェンダー平等を実現しよう、8の働きがいも経済成長も、11の住み続けられるまちづくりを、13の気候変動に具体的な政策をなど、川場村に暮らす私たちに直結する課題も多くあります。

そこで、村長のSDGsに対する認識と今後の村政にSDGsをどう取り込んでいくのかについて3点質問させていただきます。

1点目は、本村としてのSDGsの考えと取り組みについてお聞かせください。

2つ目は、SDGsが国連総会で採択されたのは2015年9月です。最近では新聞やテレビなどで見聞きすることも多くなりましたが、まだまだ認知度は低いと思います。SDGsの認知度を上げる方策はどのように考えていらっしゃいますか。

3番目、来年度からは小学校で、再来年度からは中学校の学習指導要領にSDGsが加わると聞き

ました。まさに子供たちにとってSDG sは未来をつくる指標にもなるのではないかと思います。小・中学校でのSDG s持続可能な社会の作り手としての育成、あるいは啓発はどのようにお考えでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 黒田まり子議員の一般質問にお答えを申し上げます。

ご質問の川場村としての持続可能な開発目標SDG sへの考えと取り組みについてですが、先ほど黒田議員ご質問の中にもありましたように、川場村では少子高齢化や人口減少、それらによる経済規模の縮小など、さまざまな課題が山積しております。それらに対応するために、持続的に成長していきける力を確保しつつ、住民が安心して生活できるような地域づくりを行うことが必要だと考えているところであります。

地方創生を継続して進めていくために、政府は長期的に計画された持続可能な開発、地域づくりが必要だと考え、それぞれの地方では地方創生分野におけるSDG sモデルの構築が進められております。

平成30年6月には、地方公共団体によるSDG sの達成に向けてのすぐれた取り組みを提案した都市を「SDG s未来都市」として選定をしており、近隣ではみなかみ町が選定されております。

私が村長就任当時より進めております「全村民幸福の村」は、言葉は違えどもSDG s持続可能な開発目標そのものと理解をしているところであります。産学官連携による木質バイオマスによる再生可能エネルギーの振興、森林環境産業の活性化、グローバル人材の育成など、新しい価値の創出を通して持続可能な開発を実現し、農業プラス観光に森林環境を合わせた地域づくりをさらに一層推進してまいります。

国の掲げる17の国際目標は、広範にわたるため、全てが川場村に合致するものではありませんが、川場村としての取り組みができるものから順次取り組んでいくとともに、現在実施されているものについては、さらに深化をさせていくべきものと捉えております。

SDG sの認知度を上げる方策については、2015年9月に国連サミットで、全会一致で採択されたSDG sであります。ただまだ住民には広く認知されておりません。国や政府による広報等で認知度を高めることも必要だと思いますが、川場村では事業を実践し、成果を上げていくことが肝要かと存じております。川場村の取り組みを国や政府に提案する場面に遭遇したならば、率先して川場村の現状を伝えていきたいと考えております。

最後に、小・中学校での持続可能な社会のつくり手育成、啓発については、教育長より答弁をさせていただきます。

○議長（小菅秋雄君） 教育長。

〔教育長 宮内伸明君発言〕

○教育長（宮内伸明君） ご質問の小・中学校での持続可能な社会のつくり手育成、啓発についてでございますが、国で掲げる17の目標のうち、教育については、その4番目で「質の高い教育をみんなに」という目標を掲げております。また、その具体的なターゲット、いわゆる小目標の7番目で「全ての学習者が持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技術を習得できるようにする」と明記しております。

また、先ほど黒田議員ご指摘のとおり、来年度から小学校、中学校、高等学校の順に年次進行で完全実施される新しい学習指導要領においても、その全体の基盤となる理念として「持続可能な開発のための教育」を位置づけているところでございます。

一方、本村においては、平成28年3月の川場村総合教育会議において「川場村ふるさと人材育成構想」を策定し、現在、小・中学校の9年間を通して具体的な実践を進めているところでございます。これは、ふるさとに強い愛着心を持ち、みずからの力で村を支えていこうとする意欲や志を持つとともに、ふるさとに軸足を置きながら世界でも活躍できる人材、いわゆるグローバル人材を育成することを目的とするものであります。

また、これは自分たちの住む身近な地域において、広くはこの地球上において生きていくことを困難にするような課題について、人ごとではなく、自分のこととして捉え、果敢に立ち向かい、みずから考え判断し、仲間とともに英知を出し合いながら解決していこうとする意欲や能力を育成することを目指すものでありまして、SDGsの掲げる目標と基本的には同じものであると理解しております。

以上のことから、本村においては新学習指導要領に即した小中一貫教育による本村独自の「川場村ふるさと人材」の育成の徹底を図ることにより、持続可能な社会のつくり手としての基礎的な資質や能力について育成することができるものと考えております。

議員各位におかれましても特段のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

○議長（小菅秋雄君） 黒田まり子さん。

〔4番 黒田まり子君発言〕

○4番（黒田まり子君） ありがとうございます。

村長もおっしゃったとおり、我が村ではエネルギー問題だとか、グローバルだとかもう既に事業の中でこのSDGsに合致する部分が非常に多いと感じております。そこで、このSDGsの認識度を上げるといっても各部局や各事業に対応するSDGsの目標マークなどを表示するなどして、村民全体でそれを意識できるような工夫があったらいいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） お答えいたします。

まさにこのバッジがSDGsのものでありますが、これにつきましては、私は今、森林組合長を兼



務しておりますので、これはヒノキの間伐材を使ったもののSDGsのマークということでもありますので、こういったもの自体も議員の皆さんとともに共有をするということは必要であるということでもあります。

そういう中で、17項目ございますが、そういう各部署、分野におきまして、そういった目標を掲げるということは必要でありますので、今後前向きに検討してまいりたいということでもあります。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 黒田まり子さん。

〔4番 黒田まり子君発言〕

○4番（黒田まり子君） 教育というか、子供たちといかに未来を意識して、地球市民としてどうやって生きていくかということで教育長にもう一度お聞きしたいのですけれども、このSDGsのカードゲームがあるんですね。そのカードゲームを使いまして、17の目標を達成するために現在から2030年までの道のりを体験するゲームがあるそうです。これにはちょっとファシリテーターが必要でして、それを使う勉強をする方もいなければいけないのですけれども、これが小・中学校でできるとゲームの中でそのような意識をしていけるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 教育長。

〔教育長 宮内伸明君発言〕

○教育長（宮内伸明君） お答え申し上げます。

いろいろな方法があるかと思いますが、一番大事なのは、身近なこと、身近なことをまず手がけるということが一番大事かなと、そのように思っております。先ほどの答弁のとおり、川場村人材育成構想に基づいて、まず自分たちの地域のことについて一生懸命考えて何かできないかという、そういうことが考えたり、行動できるような子供に育てたいと考えております。ただ、そうしたいろいろな方法について、例えばカードゲームについても今後いろいろところで検討をして、本当に必要であるということであれば、取り入れることも研究していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（小菅秋雄君） 黒田まり子さん。

〔4番 黒田まり子君発言〕

○4番（黒田まり子君） ありがとうございます。

人口減少とか、高齢化問題とか、本当にこれから未来を考えると本当に大きな課題があると感じていますが、そういった中で担い手不足や医療や福祉、教育など、さまざまな課題に対応するための、その一つの切り口としてSDGsの活用は課題解決だけでなく、課題発掘の手段としても有効な活用ができるのではないかと思います。SDGsを活用して官民連携、企業や大学のパートナーシップにより、持続可能な社会の実現に向けての取り組みが行われていくことを期待いたしまして質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（小菅秋雄君） 以上で、4番黒田まり子さんの質問は終わりました。

次に、5番新木敏郎君。

〔5番 新木敏郎君発言〕

○5番（新木敏郎君） 通告に基づき一般質問いたします。

少子高齢化が全国的な問題としてさまざまな方面に影を落としておりますが、本村でも同様であることは以前から指摘されています。高齢化による直接的、かつ身近な問題の一つに労働力の不足があります。過去にも関連する質問がなされたことがあります。公的な面としては春と秋に行われる道路や用水路の清掃、夏に行われる河川の清掃、除雪があります。過去の答弁では、主要幹線道路は地元建設業者に委託、県道は沼田土木事務所が建設業者に委託、生活路線は村民によるボランティアということでした。村が支援をしていることはわかりますが、現実の状況はますます深刻化するばかりです。70代、80代の方が刈り払い機で作業をするというようなことは、体力面でも安全面でも大いに問題があります。労働力不足は、当然ではあります。私的な面にも問題を投げかけています。今回の質問ではこちらのほうに力点を置きます。

実例を幾つか挙げてみます。

ひとり住まいだったAさんは、高齢に加えて健康上の問題も発生し、数年前に施設に入居しました。現在住まいは空き家となっています。庭には雑草が茂ります。それを処理するために村内の親戚などを頼っていましたが、回を重ねると頼みにくくなりますし、頼まれる側もだんだん重荷になってきます。ことしの秋には県外に嫁いだ娘が夫をともだつて刈り払いに来ました。Aさんが施設に入る前は、庭の雪かきを近所の方が行っていました。手伝う側も疲弊しますし、そもそも自分の家の雪かきだけで手いっぱいという状況です。

Bさんは農地を所有していますが、事情があつて耕作していません。しかし、畑を荒らしたくないので、年に数回草刈りだけをしています。

また、これは複数の方から聞いたことですが、村が除雪車による除雪作業をしています。雪の量が多い場合には除雪した雪が道路と家との接続部分をふさいでしまいます。高齢者にとってはこの雪をどかす作業でさえ大変困難です。

コンニャクを栽培しているCさんは、収穫時期の人手不足に悩んでいます。Cさんに限らず村外にまで人手を求める農業者は少なくありません。コンニャクに限ったことではなく、稲作などでも同様で、田植え機やコンバインを持っていない中小の農業者は他者の労働力を頼っています。川場村は農業プラス観光を全面に打ち出しているわけですから、農家の支援にも力を注いでいただきたいと考える次第です。

以上のような個人的問題については、当事者個人の責任で解決・解消すべきであるということは重々承知しています。しかし、やはり村としても何らかの形で支援してほしいと願うものです。ますます厳しさを増す労働力不足に対し、村としてどのような対策をとっているか、また今後新たな対策を考えているかをお尋ねいたします。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 新木敏郎議員の一般質問にお答えを申し上げます。

ご質問の労働力不足対策についてですが、まず道路や用水路の清掃につきましては、全村民ご協力をいただき、毎年春と秋の道路愛護運動を実施しております。作業内容は主に生活道路の除草やごみ拾いなどの道路清掃全般になります。

主要幹線道路である村道川場沼田線や望郷ラインは県内外から訪れる観光客の玄関口であることから、村が地元業者へ除草作業を委託しており、県道においては道路管理者である沼田土木事務所が業者へ除草作業を委託業務として発注しております。

また、毎年村民による村内クリーンキャンペーンなどのボランティア活動が25年以上継続しております。

また、毎月役場職員全員による村内ごみ拾いを長年継続して行っております。

河川清掃でございますが、川場村では河川環境の保全のため、村民の皆様の協力により、6月から8月にかけて、各地区の区長さんにご協力をいただき、各地区ごとに河川愛護運動を実施しております。川場村の中心部を流れる薄根川につきましては、毎年、岩田橋付近から清流公園までの間を地元業者に除草作業を委託しております。このように村民の道路や河川に対する愛着は以前より強く、個人でできるものは個人で、できないものは村で整備し、環境の美化への思いは先人たちから引き継がれております。

地域住民と行政がお互いに協力し、川場村の環境美化に努めることで美しい川場村が永続できると考えております。

冬期間の降雪につきましては、毎年主要村道は業者に除雪作業を委託し、支線村道等につきましては、各地区の区長さんにご協力をいただき、除雪協力者、本年度は49名の皆さんに除雪をお願いし、また、高齢者世帯等で除雪に難を抱えている方には川場村社会福祉協議会において除雪ボランティアを組織し、生活道を確保するなど、小回りのきく除雪作業が行われていると考えております。

空き家対策につきましては、景観を損なうだけでなく、治安維持の観点からも重要な対策が求められております。村では不要となった空き家の無償譲渡を受け村事業に活用したり、また、居住を求める方からの問い合わせがあれば、空き家情報を提供し、居住にふさわしくない住居については、取り壊し費用の一部を助成するなどの対策を講じてまいりました。

先祖からの財産を他者に手放すことは容易ではなく、正月やお盆の帰省時にふだん空き家となっている家屋を使用するなど、完全な空き家といえる物件は数が少なく、空き家バンク制度は活用できていない状況であります。しかしながら、今後ますます増加すると見込まれております空き家対策として空き家バンク制度について再検討しなければならないと考えているところであります。

少子高齢化に伴う労働力不足は否めませんが、自助・共助・公助により難題を克服していかなけれ

ばなりません。まず、地域住民の方々には、一人一人が豊かな生活を送るための努力をお願いしなければなりません。自助は全ての人に求められる行動であり、豊かな生活を送るための基礎となるものであります。近隣住民と日ごろのコミュニケーションを良好に保つことは、欠くことはできず、日ごろのつながりが共助へと発展し、支え合い、助け合いへととなります。自助・共助につきましては、福祉部門ではもちろんのことですが、多部門では現在、村で進めている多面的機能支払交付金は、農家・非農家が共同して獣害対策や景観形成に努めていただいております。作業を通して近隣住民とのコミュニケーションが図られ、地域を考える力、集団がそこに生まれたときに今まで一人一人の力だったものが1プラス1イコール2ではなく、5倍にも10倍にもなるものと思います。村として単に困ったことに支援するのではなく、地域づくりを通してマンパワーを集結して、助け合い、支え合いができる地域コミュニティ形成について支援をし、単発的ではなく、継続的・発展的な活動・事業を積極的に支援してまいりたいと思います。

先ほど新木議員が各事例をおっしゃいました。そういう中を考えますと、やはりボランティアだけで解決するものではないということを考えております。沼田市におきましては、シルバー人材センター等、有償でのそういった部署がございまして、そうしたところに登録をしていただいて、先ほどの事例のような草刈りをしたり、除雪をしたりということができれば、これは一番望ましいこととあります。川場村といたしましてもそういった機関が今後将来的にできれば、そういったところに対策が講じられるかということを考えております。

また、農業につきましては、先ほど米・食味分析鑑定コンクールの中で「雪ほたか」というところが出ましたが、まさに「雪ほたか」の事業は、ライスセンターの構築は今後高齢化する中、また機械が老朽する中で、そういった受け皿としてやっていただくために多額の投資をしてつくったものでありますので、今後「雪ほたか」もそういった農家に対応すべく田植えから稲刈りまでの事業を請け負うような形を「雪ほたか」として考えていただいているということをお望みしております。

そういったことを踏まえ、議員各位におかれましても、特段のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小菅秋雄君） 新木敏郎君。

〔5番 新木敏郎君発言〕

○5番（新木敏郎君） 村でもいろいろな方策を考えていただいて、大変力強いこととございます。それで、あとは地域で、地区できるものは地区でという、これ各地区同じことをやっていると思えますけれども、生品でも最近の事例で申し上げますと、春の道路愛護の後、夏になって田沢橋から上の月夜野運送にかけての坂道、これが毎回頭を悩ますところですが、これも両側が歩道になっていますけれども、そこに丈の高い草が繁茂いたしまして、そこを利用している方からどうにかならないのかという、私に言われまして、私すぐ区長に相談しました。区長はすぐ三役と協議して、区の経費で除草剤を買って、三役で、三役というか、三役によって誰か力がある人が除草剤を全部まいて処

理しました。こういうふうには地区でも頑張っていますので、ぜひ村のほうでもなるべくご協力いただければと思います。

空き家の問題についても、これも日本中で今大問題になって、空き家を取り壊すのにも金がかかる、壊すときに銀行がバックアップして、安く低利で金を貸して処理する。そんな方策もあちこちで行っているようです。それで今回は個人的な問題のことで重きを置いたわけですけれども、昔は道路沿いに農地を所有している人が、近所まで全部草刈りをしたりしてやっていたんですけれども、今は人手不足でそれがありません。

そして、今村長答弁にもありましたけれども、これも私が雑談をしている中で出てきた話が、人材バンクですね。この方法は、雑談の中で出たんですけれども、大がかりな労力の提供はできなくても小規模なら働けるという方がいるのではないかと、そういう方の時間や力を活用できないかということです。例えば、週に2日とか3日とか、あるいは午後からなら毎日何時間程度働けるとか、また全く不規則だけれども時間はとれるし、ある程度の力仕事はできるというような方の力を活用するという事です。これは役場に事務局を設けていただきまして、こういった方々に登録しておいていただき、労働力を求めている方々と相談していただくという方法です。村は全く金を出すことなく、仲介役として動いてもらうだけです。報酬も含めて詳細は当事者間で決めてもらう、そんな方法です。報酬が発生しますので、これはボランティアとは全く異なる点です。この方法ですと、コンニャク、水稲、リンゴ、ブルーベリー、こういったものにかかわる農作業の手伝いを初め、今申しあげました草刈りも雪かきも買い物でも何でもできるのではないかと思います。時間があって働ける方には収入になり、依頼する側には労働力の確保につながります。私と雑談していた方は、友人や知人を頼って人手を探していますが、人手が欲しくてもどうやって探せばいいのかわからないというのが実情です。こういった考え方も支援方法の一つであると思いますが、いかががお考えでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 質問にお答えいたします。

今、新木議員おっしゃいましたように、そういった形で労働力確保のために村内住民の方がわずかな時間でもいろいろな形で協力ができるというような人材バンクが、理想としてはつくって提供できればいいことは承知をしておりますが、そういった部署を役場の中に置くのがいいか、また外郭の団体に委託するのがいいか、今後そういったところは検討してまいりたいということでありまして、特に川場村は道の駅田園プラザが非常に繁盛しておりまして、70、80、90を超える方も本当に田園プラザの近隣の方は、押し車を押して田園プラザに納品をしているというような状況があるわけで、非常にその方の年代が一番元気であり、かえって安全な労働力もあるというところは考えておるところであります。農家もコンニャクにしても春の植えつけ時、そして収穫時のみが必要、リンゴ農家におきましても花摘みの時期と収穫の時期ということでもありますので、非常に労働力が必要な

時期は短期間であり、またほかと重複をするということでもありますので、そういったところを今後集約をした中で、できることが今後川場村にとっても非常に必要なことであると考えておりますので、関係機関と協力をしながら、また相談をして、前向きに検討してまいりたいというところでもあります。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 新木敏郎君。

〔5番 新木敏郎君発言〕

○5番（新木敏郎君） 大変前向きな答弁いただきまして、一步前進したかなという気持ちですけれども、ぜひ実現していただきたいと思う次第です。

私は、土地や村民は、村の細胞や臓器のようなものだと思っています。村の細胞や臓器が元気でなければ、タフで美しいむらづくりはできません。外山村長は政策を進める上で幾つかのスローガンを掲げていますが、そのうちの一つに「全村民幸福の村を目指しさらなる飛躍」というものがあります。その積極的な考え方とパワーで支援の対策を講じていただくことを希望して質問を終わります。

○議長（小菅秋雄君） 以上で5番新木敏郎君の質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

---

#### ◎日程第5 議案第51号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第5、議案第51号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただ今議題となっております議案第51号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

国においては人事院勧告を受け、それに基づき特別職の国家公務員の給与改定が実施されることとなりました。本村におきましても、人事院勧告制度の趣旨に沿って国に準じた改定を行うため、条例の改正を行うものであります。

改正の内容は、議会の議員の期末手当の支給を年間0.05カ月分引き上げるものであります。

適用は令和元年12月1日からとし、令和2年度からは6月、12月の支給割合をそれぞれ「100分の225」とするものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第51号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第6 議案第52号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第6、議案第52号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただ今議題となっております議案第52号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

国においては人事院勧告を受け、それに基づき特別職の国家公務員の給与改定が実施されることとなりました。本村におきましても人事院勧告制度の趣旨に沿って国に準じた改定を行うため、条例の改正を行うものであります。

改正の内容は、特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給を年間0.05カ月分引き上げるものであります。

適用は令和元年12月1日からとし、令和2年度からは6月、12月の支給割合をそれぞれ「100分の225」とするものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第52号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第7 議案第53号 川場村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第7、議案第53号 川場村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただ今議題となっております議案第53号 川場村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

国においては人事院勧告を受け、それに基づき一般職の国家公務員の給与改定が実施されることとなりました。本村におきましても人事院勧告制度の趣旨に沿って国に準じた改定を行うため、条例の改正を行うものであります。

改正の内容は、民間企業との格差を埋めるため行政職給料表の見直しを行い、平均0.1%引き上げるとともに、勤勉手当の支給を年間0.05カ月分引き上げるものであります。

適用については、給料表については令和元年4月1日からとし、勤勉手当については令和元年12月1日からとするものであります。

また、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を1万2,000円から1万6,000円に引き上げ、これにより生ずる原資を用いて民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を2万7,000円から2万8,000円に引き上げるものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。



これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第53号 川場村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第8 議案第54号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第8、議案第54号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただ今議題となっております議案第54号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、地方公務員法の改正に伴うものであり、改正前の地方公務員法では、特別職非常勤職員及び一般職非常勤職員などの任用の根拠が不明確であったため、任用の厳格化に向けて整備するものであります。

特別職非常勤職員については、専門的な知識経験または見識を有する者がつく職であって、当該知識経験または見識に基づき助言、調査、診断、その他総務省令で定める事務を行う者に限ると規定されたことにより、区長、交通指導員が特別職非常勤職員から除外され、業務委託により社会教育指導員、青少年育成補導推進員、語学指導助手、母子保健推進員については、有償ボランティアとして、また、歴史民俗資料館長、地域おこし協力隊員については会計年度職員への移行となります。

スポーツ推進員の報酬改定につきましては、近隣町村の状況を勘案するとともに、昨年度より水曜日の夜間に実施しておりますスポーツ推進講習会など、スポーツによる世代間交流、健康増進活動が一層充実するよう年額4万1,000円を年額6万円に増額するものであります。

なお、今回の条例改正につきましては、去る11月20日に開催された特別職報酬等審議会に諮問し、了承を得ていることを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第54号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第9 議案第55号 川場村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第9、議案第55号 川場村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただ今議題となっております議案第55号 川場村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令に準じて、条例の一部を改正するため提案するものであります。

具体的には、放課後児童支援員は、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならなかったものから、指定都市の長が行う研修を修了した者でも放課後児童支援員の資格を得られるというものであります。

また、放課後児童クラブの「みなし支援員」に係る経過措置規定を1年間延長し、平成32年3月31日までを令和3年3月31日までとするものであります。

以上、原案のとおりご決定いただきますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第55号 川場村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第10 議案第56号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

○議長（小菅秋雄君） 日程第10、議案第56号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただ今議題となっております議案第56号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、提案説明を申し上げます。

内容につきましては、組織団体である群馬東部水道企業団が新たに常勤の職員に係る退職手当の支給事務を、組織団体である藤岡市が新たに消防団員または消防吏員に係る賞じゅつ金の支給事務を、それぞれ共同処理を行うため、また、別表関係について、共同処理団体中の一部事務組合について、一部事務組合設立順に従い掲載順を変更するために規約の変更を行うものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定いただきますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第56号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第11 議案第57号 川場村営上宿原土地改良事業（区画整理）計画について

○議長（小菅秋雄君） 日程第11、議案第57号 川場村営上宿原土地改良事業（区画整理）計画についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただ今議題となっております議案第57号 川場村営上宿原土地改良事業（区画整理）計画について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

川場村営上宿原土地改良事業（区画整理）を川場村営上宿原土地改良事業（区画整理）計画概要に基づき施行するものであります。

これは、国庫補助金の「農地耕作条件改善事業」を活用した土地改良事業であります。

概要につきましては、地区現況面積が9.4ヘクタールで、土地改良により整備する農用地面積は6.3ヘクタール、非農用地2.3ヘクタールで、事業期間は令和2年度着手、令和4年度完了で、工事期間は令和3年4月から12月を予定しております。総事業費は9,500万円で、負担割合につきましては、国55%、県25%、村10%、地元10%で、仮同意率は100%となっております。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第57号 川場村営上宿原土地改良事業（区画整理）計画についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。10時20分まで休憩いたします。

午前10時06分休憩

---

午前10時20分再開

○議長（小菅秋雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

## ◎日程第12 議案第58号 工事請負契約の締結について

○議長（小菅秋雄君） 日程第12、議案第58号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただ今議題となっております議案第58号 工事請負契約の締結について提案説明を申し上げます。

本件は、令和元年度社会資本総合整備事業（総合）村道谷地生品線橋（仮称）姥堂大橋橋梁上部工製作・架設工事につきまして、古河産機システムズ株式会社と4億6,750万円で請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、村議会の議決を得ようとするため提案するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第58号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第13 議案第59号 工事請負契約の変更について

○議長（小菅秋雄君） 日程第13、議案第59号 工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただ今議題となっております議案第59号 工事請負契約の変更について提案説明を申し上げます。

本件は、平成30年度補助公共社会資本総合整備事業（総合）村道谷地生品線橋梁A1橋台・補強土壁建設工事として、平成30年9月21日に沼田・新栄・桑原平成30年度補助公共社会資本総合整備事業（総合）村道谷地生品線橋梁A1橋台・補強土壁建設工事特定建設工事共同企業体と1億9,008万円で請負契約を締結いたしました。主に建設残土において盛り土を実施する予定でしたが、良質土が少量であったため、購入土へ変更するため請負契約を変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、村議会の議決を得ようとするため提案するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げまして、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これより議案第59号 工事請負契約の変更についての件を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第14 議案第60号 令和元年度川場村一般会計補正予算（第3号）について

○議長（小菅秋雄君） 日程第14、議案第60号 令和元年度川場村一般会計補正予算（第3号）  
についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。  
村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただ今議題となっております議案第60号 令和元年度川場村一般会計補  
正予算（第3号）について、提案説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既決の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ815万8,000円を追加し、  
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億2,017万7,000円とするものであります。

歳入の主なものは、地方特例交付金294万円、地方交付税267万9,000円、国庫支出金5  
75万6,000円、寄附金2,000万円、村債380万円を追加計上し、県支出金1,736万  
6,000円、繰入金1,000万円を更正減いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

第2款総務費は、750万7,000円を追加計上いたしました。村制130周年記念事業報償費  
70万円、基金積立金470万円、ふるさと納税特典経費850万円、若者定住分譲地取得補助金マ  
イナス650万円であります。

第3款民生費は、675万6,000円を追加計上いたしました。デイサービスセンター機械器具  
修繕費146万3,000円、障害者自立支援福祉サービス給付費310万円、子ども子育て支援交  
付金返還金142万2,000円であります。

第6款農林水産業費は、1,112万1,000円の更正減であります。はばたけ「ぐんまの担い  
手」支援事業補助金193万6,000円、きのこセンター指導コンサル委託料130万円、県単治

山事業負担金130万円をそれぞれ追加し、林業振興費備品購入費142万円、林業成長産業化地域創出モデル事業補助金1,769万4,000円をそれぞれ更正減したものであります。

第10款教育費は、188万8,000円を追加計上いたしました。中学校用地購入費60万9,000円、埋蔵文化財発掘調査業務委託料147万8,000円をそれぞれ追加し、ひめこまつ樹勢回復工事150万円を更正減したものであります。

以上、概要を説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定下さいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。  
○議長（小菅秋雄君） ここで休憩し、休憩中に担当課長の細部説明を求めます。

午前10時29分休憩

---

午前10時47分再開

○議長（小菅秋雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これをもって提案理由の説明及び細部説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案は、歳入歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。

質疑はありませんか。

黒田まり子さん。

〔4番 黒田まり子君発言〕

○4番（黒田まり子君） お願いします。11ページになります。歳出の11ページです。総務管理費のうちの一般管理費の8の報償費ですけれども、村制130周年記念事業報償金ということで、先ほど劇団繭と春駒ということでしたけれども、もう少し詳細な内訳をお願いします。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 本年は村制130年ということでございまして、そういう中で、昨年3月に沼田の文化会館におきまして劇団繭が春駒の歌と、川場にちなんだ演劇の公演をしていただきましたが、それを川場村でやっていただくということで、3月22日の午後開催をする予定であります。その中で、先ほど申しましたように、門前の春駒保存会のほうにお願いをいたしまして、劇団の前に、演劇の前に春駒保存会の演奏をやっていただくということを今お願いしているところであります。

また、劇団につきましては、主役を地域おこし協力隊の丸山茜さんにやっていただくということで今日夜練習に励んでいるということで聞いておりますので、文化会館非常に席は少ないわけですが、村民の方にぜひともあの演劇を見ていただきたいということで、130周年を記念して講演をやりたいということであります。



以上です。

○議長（小菅秋雄君） 黒田まり子さん。

〔4番 黒田まり子君発言〕

○4番（黒田まり子君） 内容としては素晴らしいと思います。私も前回の公演は見てまいりましたので、舞台が花咲でということで、春駒の起源というか、その歴史を感じるものでありましたが、70万という報償費がどのように使われるのかを伺いたいですけれども。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） この70万につきましては、門前の春駒保存会等もやっていただくためにはかつら等、また衣装等の着つけ等の費用がかかるということを知っております。また、劇団繭の皆さん非常に大人数の方で舞台を動かしたり、演技をしていただく等の弁当代等を含めて50万円程度はそちらのほうにかかるということですので、そういった経費に充てたいということになります。

○議長（小菅秋雄君） 黒田まり子さん。

〔4番 黒田まり子君発言〕

○4番（黒田まり子君） まだ予算計上ということで、細かい部分は出てこないですけれども、確かに人数も多く出演していらっしゃると思いますので、一括でお渡しするのかわからないですけれども、もう少し詳しいところが。アマチュアの劇団ですし、弁当だとかはもちろんかかると思うんですけれども、そのほかに何かお礼とか、そういうのも全部含めてということでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 劇団繭さんにつきましては、全て含めて50万円ということをお願いしております。沼田文化会館で開催したときは、入場料をとっての開催ということであったわけですが、川場につきましては、入場料をとらずに村民の方に広く見ていただくということを計画しておりますので、50万円が劇団繭ということでありまして、まだ春駒については、経費等が幾らということにはわからないものですから、暫定的に20万をとらせていただいて、総計で70万ということになります。以上です。

○議長（小菅秋雄君） 黒田まり子さん。

〔4番 黒田まり子君発言〕

○4番（黒田まり子君） 続けて次もお伺いしてよろしいでしょうか。

16ページになります。16ページの13の委託料ですけれども、新たな移動手段の導入支援事業ということですが、車のお金とか燃料費は県で、人件費は2カ月かかるということですが、もう少し事業のどのような形で事業は設計されているのかお伺いします。

○議長（小菅秋雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 栗原達也君発言〕

○健康福祉課長（栗原達也君） 黒田議員の質問ですけれども、これは新たな移動手段の実証実験モデル事業ということで、群馬県が事業主体になりまして、ことし安中市、明和町、川場村、この3市町村で実証実験がされます。

川場といたしましては、今、内容は検討中ですが、大まかな粗筋は、1月から2カ月間、1月、2月、対象者は70歳以上の高齢者世帯を中心とした移動支援事業モデルということで、病院への受診、買い物、美容室、友達の家に遊びに行くというようなちょっとした出かけるときに利用したいということに答えるための実験です。利用料につきましては、この2カ月間については県のほうで実施するもので無料と、対象者は70歳以上で、車の乗りおりが自分でできる方、また、運転免許証を持っている方も利用してみてもどうですかと、これから免許返納することを考えますと、そういう人たちにも利用していただけたほうがいいのではないかなという現在の考え方です。

あと、人件費ですか。（「いいです」の声あり）

○議長（小菅秋雄君） 黒田まり子さん。

〔4番 黒田まり子君発言〕

○4番（黒田まり子君） 済みません、もう一点続けてお願いします。

歳出の19ページ、林業振興費の中の委託料なんですけれども、ここに川場きのこセンターの指導コンサル委託料というのとジビエ料理というのがあるんですけれども、この2点についてもう少し詳しく教えてください。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） まず、きのこセンターにつきましては、林業の成長産業化の計画の中で川場村でキノコの現在セシウムとの関係によりましてシイタケ等の外で栽培するキノコが今、川場村でできない状況の中で、室内の栽培のキノコで換価をしているということでもあります。そういう中で道の駅田園プラザは今、村外の業者さんがほとんど納品をしているわけではありますが、その金額も非常に年間の需要の関係から高くなっているということでもありますので、ぜひとも林業振興のために村内にそういったキノコの施設を建設してみたいという計画をつくっております。今回につきましては、東京農大のエグチ先生にお願いをいたしまして、そういった知見の中でご指導いただくということがその費用でございます。

次に、ジビエでございますが、これについても今、群馬県下は獣害対策あって、特に豚コレラ等はイノシシ等の被害状況の中で、これもまたセシウムとの関係でまだ群馬県はそういった獣害でとれたシカ、イノシシ等の肉を販売ができない状況ではありますが、年々捕獲する頭数がふえているという中で、やはり解除されたときにそういったものが、いずれまたそういった商品になりかわるよう田園プラザ

の今実験的に北海道から九州までの放射能に汚染をされていない肉の加工物を昨年から販売をしております、非常に好評でございます。そういう中で、川場でそういった将来に向けてジビエをつくって販売をしてみたいということを考えておりますので、そのための50万ということでございますので、年度末に向けて何らかの形をつくってみたいということでもあります。

○議長（小菅秋雄君） 黒田まり子さん。

〔4番 黒田まり子君発言〕

○4番（黒田まり子君） 以上で終わりです。ありがとうございました。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑ありませんか。

津久井議員。

〔6番 津久井俊雄君発言〕

○6番（津久井俊雄君） 1点ばかりお聞きしたいと思います。

18ページの農林水産業費3目農業振興費です。ここの19節、はばたけ「ぐんまの担い手」支援、これ193万6,000円ですか。それと関連しまして歳入の本年度事業で行われます193万8,000円ですか。その事業ですが、多分県単で行われると思いますが、先ほどの説明によりますと、コンバインの購入というふうにございました。私が、気がついたんだけど、これは個人なのか生産組合なのかちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小菅秋雄君） 田園整備課長。

〔田園整備課長 小林 巧君発言〕

○田園整備課長（小林 巧君） 津久井議員にお答えしたいと思います。

この案件につきましては、個人に補助する予定でございます。

○議長（小菅秋雄君） 津久井俊雄君。

〔6番 津久井俊雄君発言〕

○6番（津久井俊雄君） 個人の支援ということで、今後ますますお勤めがふえたり、高齢化が進みまして、委託農家が田んぼを請け負うという時代が進むと思います。非常にこれも関心があることだと思いますが、やはりこのコンバインが普及したのは、私の記憶によりますと、平成5年の大冷害ですか、そのときに非常に川場村初め、水稻農家が夏のお日様が出なくて、黒い米ができたり、非常に冷害に遭ったわけでございます。その翌年から平成10年までの間にコンバインが、2条刈りが非常に普及いたしました。と私は記憶しております。今後、やっぱり請負農家がふえてくると、当時の2条刈りでは対応できない。3条刈り、4条刈りが今後ふえてまいると思います。したがって、ここにある補助金の額も190万の上というふうに理解しました。

ぜひとも生産組合初め、ライスセンターの「雪ほたか」ですか、これもそういったことを3条刈り等に進めていく必要があると思いますので、この辺も田園整備課の課長さんには真剣に考えていただきまして、普及をしていくほうが私はよろしいかなと思っておりますが、お伺いしたいと思います。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいまの質問にお答え申し上げますが、今回は予算案に対しての質問ということでございますので、現在のような質問につきましては、次回以降の一般質問にさせていただきたいということでございますので、これ以上のお答えはいたしません。よろしくお願いたします。

○議長（小菅秋雄君） 津久井俊雄君。

〔6番 津久井俊雄君発言〕

○6番（津久井俊雄君） 私も準備していませんでしたが、私のご意見を申し上げまして、質問という形にかえさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第60号 令和元年度川場村一般会計補正予算（第3号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第15 承認第3号 専決処分の承認について

○議長（小菅秋雄君） 日程第15、承認第3号 専決処分の承認についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただ今議題となっております承認第3号 専決処分の承認についての説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、令和元年9月5日に開催された第4回川場村議会定例会で承認された議案第30号、川場村税条例の一部を改正する条例であります。関係する改正条項に誤りがあり、条例施行が令和元年11月1日であったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものであります。

改正の内容につきましては、地方税の税源の偏在性の是正に資するため、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例の改正で、令和元年11月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車の環境性能割税率を1%分軽減するものであります。

今回の一部改正について、ご理解をいただきますとともに、専決処分についてご承認くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第3号 専決処分の承認についての件を採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、承認第3号 専決処分の承認についての件は承認することに決定しました。

---

## ◎散 会

○議長（小菅秋雄君） 以上で本日の日程は、全て終了いたしました。

なお、12月12日の会議は、議事の都合により、会議の開始時刻を午後1時30分に繰り下げて開会しますので、定刻までにご参集ください。

本日はこれにて、散会いたします。

午前11時08分散会